

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十一号）（政策調査課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県議会情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をするもの

二 内容

(一) 公開決定等に対する審査請求について、審理員による審理手続に係る行政不服審査法の規定を適用除外

(二) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十八年四月一日

四 経過措置

この条例の施行前にされた埼玉県議会情報公開条例第十条第二項に規定する公開決定等又は第六条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。